# 官庁発表

**国土調査の実施に関する公示**

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一、調査の種類　山村境界基本調査

二、調査を実施する者の名称　国土交通省

三、調査地域

北海道　北見市
岩手県　山田町
山形県　飯豊町
福島県　境町
栃木県　茂木町
埼玉県　東秩父村
新潟県　刈羽村
岐阜県　白川町
大阪府　河内長野市
鳥取県　日南町
島根県　益田市、隠岐の島町
高知県　室戸市
熊本県　八代市
宮崎県　椎葉村
鹿児島県　徳之島町

四、調査期間

平成二十七年及び平成二十八年

（ただし、岐阜県白川町、高知県室戸市については、平成二十二年から平成二十八年）

（ただし、福島県境町、鳥取県日南町、熊本県八代市については、平成二十三年から平成二十八年）

（ただし、北海道北見市、埼玉県東秩父村、宮崎県椎葉村については、平成二十四年から平成二十八年）

（ただし、岩手県山田町、山形県飯豊町、栃木県茂木町、新潟県刈羽村、大阪府河内長野市、島根県隠岐の島町、鹿児島県徳之島町については、平成二十五年から平成二十八年）

# 公　告

## 諸　事　項

### 公示送達

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第56条において準用する同法第42条第３項の規定により、次のとおり公示する。

平成27年４月22日

消費者庁長官　板東久美子

1　送達を受けるべき者の住所及び氏名

愛知県名古屋市緑区大高町字神戸３番地３明正大高寮115号

井本　哲夫

2　公示事項　上記の者が平成27年３月３日付けで提起した再審査請求の裁決書の謄本は、送付できなかったことから、行政不服審査法第42条第２項ただし書の規定により公示の方法によって送達する。当該謄本は、消費者庁総務課にて保管し、いつでも再審査請求人に交付する。

### 司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成27年４月７日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成27年４月22日

東京法務局長　加藤　朋寛

記

氏名　西川　浩介

所属する司法書士会　東京司法書士会

登録番号　東京第2894号

事務所の所在地　東京都中央区入船三丁目１番２―301号

違反行為　業務外行為等

### 相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

**平成２７年（家）第４４３号**

北海道札幌市南区簾舞２条１丁目６番13号

申立人　豊島　直美

本籍北海道札幌市南区簾舞２条１丁目１番地33、最後の住所札幌市南区簾舞２条１丁目６番13号、死亡の場所北海道札幌市中央区、死亡年月日平成26年２月３日、出生の場所宮城県仙台市、出生年月日昭和26年３月18日、職業臨床心理士

被相続人　亡　豊島　　眞

事務所札幌市中央区大通西14丁目１番地13北日本南大通ビル３階西博和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西　　博和

札幌家庭裁判所

**平成２７年（家）第８１号**

北海道岩見沢市11条西１丁目５番地

申立人　立川　順子

本籍北海道岩見沢市４条西１丁目２番地、最後の住所北海道岩見沢市４条東２丁目２番地１、死亡の場所北海道岩見沢市、死亡年月日平成26年６月10日、出生の場所北海道岩見沢市、出生年月日昭和33年９月23日、職業会社役員

被相続人　亡　細野　敏也

事務所札幌市中央区大通西10丁目ダンロップＳＫビル７階　弁護士法人ほくと総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　津田秀太郎

札幌家庭裁判所岩見沢支部

### 相続財産管理人の改任

次の被相続人について、その相続財産の管理人を次のとおり改任した。

**平成２５年（家）第７１４４号**

福岡市南区野間１丁目25―20

申立人　中山日出子

本籍福岡県太宰府市大字通古賀1169番地、最後の住所福岡市南区野間４丁目16番37号、死亡の場所福岡県大野城市、死亡年月日平成12年５月24日、出生の場所福岡県太宰府市、出生年月日明治42年11月１日、職業無職

被相続人　亡　永島マツキ

福岡市南区西長住１丁目４番17号

改任前の相続財産管理人　司法書士　坂田　憲一

福岡市中央区警固１丁目12番11号アーバンスクエア警固６階みらい法律事務所

改任後の相続財産管理人　弁護士　髙松　康祐

福岡家庭裁判所

### 相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

**平成２７年（家）第９０１５号**

秋田市山王中園町５番８号　弁護士法人北斗法律事務所

申立人　弁護士　江野　　栄

本籍秋田県秋田市槍山上本町７番地、最後の住所秋田市南通築地15番27号、死亡の場所秋田県秋田市、死亡年月日平成26年８月23日、出生の場所秋田県秋田市、出生年月日昭和５年４月２日、職業無職

被相続人　亡　大槻　イツ

催告期間満了日　平成27年11月２日

秋田家庭裁判所

**平成２７年（家）第４５４号**

群馬県前橋市千代田町１丁目14番20号

申立人　藤口　光洋

本籍群馬県渋川市渋川2175番地、最後の住所群馬県渋川市渋川861番地９、死亡の場所群馬県渋川市、死亡年月日平成24年12月３日、出生の場所群馬県桐生市、出生年月日昭和17年４月３日、職業自営業

被相続人　亡　花見勝太郎

催告期間満了日　平成27年10月30日

前橋家庭裁判所

**平成２７年（家）第２４５号**

埼玉県川越市中原町２丁目３番地６　ＩＳビル

申立人　赤松　　岳

本籍東京都練馬区北町２丁目112番地、最後の住所埼玉県入間市大字小谷田1518番地214、死亡の場所不詳、死亡年月日平成25年７月10日、出生の場所東京都板橋区、出生年月日昭和33年７月21日、職業不明

被相続人　亡　齋藤　　篤

催告期間満了日　平成27年11月16日

さいたま家庭裁判所川越支部